

加茂市立下条小学校におけるいじめの防止等のための基本方針

加茂市立下条小学校

はじめに

この加茂市立下条小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ等の防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民、警察その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（令和2年12月施行）について

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」では、新たに「いじめ類似行為」が加わった。「いじめ類似行為」とは、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為・内容を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合をいう。「いじめ類似行為」は、いじめと同様に扱い、行為を行った児童生徒に対して学校は、保護者、地域住民、警察等と連携しながら指導を行う。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織（以下「組織」「委員会」という。）として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

(1) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年部、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

(2) 役割内容

- ① 学校基本方針に基づく、未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正等
- ② いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ③ 児童生徒や保護者・地域への意識啓発と情報発信等
- ④ 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修等の企画と実施
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為等の相談、通報の窓口
- ⑥ 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応
情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 授業改善、分かる授業の実施
- ② 道徳教育の充実
- ③ 人権教育、同和教育の推進
- ④ 社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成
(異学年交流、中1ギャップ解消の取組、特別活動、全員遊びなど)
- ⑤ 児童による主体的な取組
(いじめ見逃しゼロスクール集会、児童会・委員会の取組)
- ⑥ 情報モラル、インターネットの適切な利用に関する指導
- ⑦ ストレスに適切に対処できる力の育成
- ⑧ 自己有用感や充実感を感じられる学校生活
- ⑨ 職員間の情報交換、情報共有、連携の強化(木曜の連絡会 16:20～)

(2) 早期発見のための取組

- ① いじめ認知・状況報告(年間累積シートへの記録と報告)
- ② 定期的なアンケート等の実施
- ③ 教育相談の実施と充実
- ④ 生活ノート、学級日誌、連絡ノート等の活用
- ⑤ 相談、連絡窓口の設置と周知
- ⑥ 日頃からの児童の些細な変化の見取り、兆候への気付きと的確な関わり

(校内研修等による、教職員の資質、力量の向上)

⑦ 保護者、地域からの情報の収集

※「新潟県いじめ等の対策に関する条例」では、県民に対して「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合やいじめ等が行われている「疑い」がある場合には、学校への通報を呼びかけている。

(3) いじめへの対処（迅速かつ的確な対応）

- ① 組織的な対応による事実確認
- ② いじめられている児童の保護
- ③ いじめをしている児童への指導
- ④ いじめられている児童の保護者への対応
- ⑤ いじめをしている児童の保護者への対応
- ⑥ その他の児童への対応
- ⑦ 加茂市教委への報告、加茂市教委からの指導・支援による対応
- ⑧ 保護者、警察等関係機関、専門機関と連携した対応

(4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

- ① 保護者・地域との連携による取組
 - ア) P T A 及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施
 - イ) 自治会、地区安全協会、民生・児童委員、P T A による地域懇談会において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた対応策の検討
 - ウ) 地区評議委員会、安全見守りボランティア、教育活動の協力者等からの定期的な情報収集
- ② 保護者・地域への意識啓発
 - ア) 保護者及び地域の方を対象とした、いじめ問題やネットトラブル等に関わる研修（講演会等）を年間1回実施する。
 - イ) 「いじめ見逃しゼロスクール集会」を保護者及び地域住民の参加型で実施する。

(5) 関係機関等との連携

関係機関	内容	回数
中学校区（小中）	小中連絡会（各学期1回）	3回
	家庭学習強調週間（6、11、12月）	5回
	いじめ見逃しゼロスクール集会（11月）	1回
幼保小	幼保小連絡会（6月、1月）	2回
地域	地域民生委員との定期的な情報交換（2月）	2回
	加茂警察署、児童相談所、加茂市青少年教育センターとの連携	

4 重大事態への対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席している場合も含む。）

(2) 重大事態を起こさないための対策

学校は重大事態に至る前に、即ち、トラブルや心配な状況を確認した段階から、教育委員会に報告する。学校と教育委員会が共に状況改善に向け、同時に関係児童はもちろんのこと、関係保護者と協力し合って最善を尽くす。

(3) 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態の発生を直ちに加茂市教育委員会へ報告し、指導・助言を受けながら対応にあたる。
- ② 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ア) 学校が調査主体となる場合
 - ・ 組織による調査体制を整える。
 - ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を加茂市教育委員会に報告する。
 - ・ 加茂市教育委員会の指導、助言を受けながら必要な措置をとる。
 - イ) 加茂市教育委員会が調査主体となる場合

学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出など、調査に協力する。

5 いじめ防止等の年間計画について

別紙「加茂市立下条小学校におけるいじめ防止等のための年間計画」参照

6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1) 「取組評価アンケート」等の実施

P D C A サイクルで取組を実施するとともに、「保護者アンケート」等を活用

し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「保護者アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

【参考】

○ いじめの定義（法の第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ基本方針の策定（法の第13条）

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める。

○ 組織の設置（法の第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

○ 保護者の責務等（法の第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

○ 加茂市いじめ防止基本方針（加茂市教育委員会）